

福井県警察職員分限取扱規程

平成 7 年 8 月 1 4 日
福井県警察本部訓令第 2 0 号

改正

平成 28 年 3 月 29 日本部訓令第 40 号 令和 4 年 3 月 1 8 日本部訓令第 1 2 号

福井県警察職員分限取扱規程を次のように定める。

福井県警察職員分限規程取扱規程

(目的)

第 1 条 この規程は、福井県警察職員の分限の取扱いに関し、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）、福井県職員等の分限に関する条例（昭和 2 6 年福井県条例第 4 3 号）、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 2 9 年福井県条例第 2 4 号。以下「給与条例」という。）、福井県職員等の分限に関する条例施行規則（昭和 2 7 年福井県人事委員会規則第 5 号）及び福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則（昭和 3 2 年福井県人事委員会規則第 1 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 福井県警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する法第 3 条に規定する一般職の職員をいう。
- (2) 所属長 福井県警察本部の部長、課長、隊長および警察学校長ならびに警察署長の職にある者をいう。
- (3) 分限処分 法第 2 8 条第 1 項若しくは第 2 項又は給与条例第 4 条の 2 の規定に基づき、職員を、その意に反して降任、免職、休職又は降給させる処分をいう。

(所属長の申立て)

第 3 条 所属長は、所属の職員が法第 2 8 条第 1 項各号（第 4 号を除く。）若しくは第 2 項各号又は給与条例第 4 条の 2 第 2 項各号若しくは第 3 項のいずれかに該当すると認める場合は、直ちに事実関係を調査しなければならない。この場合において、分限手続に付する必要があると認めるときは、分限処分申立書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる証拠及び身上調査書を添えて、警務課長を経由して、本部長に分限手続に付すべき旨を申し立てなければならない。

- (1) 分限処分に該当すると認める職員の聴取書またはてん末書。ただし、当該職員が供述またはてん末書の提出を拒んだときは、事実調査書
- (2) 関係人の聴取書または陳述書
- (3) 法第 2 8 条第 1 項第 2 号若しくは第 2 項第 1 号又は給与条例第 4 条の 2 第 2 項第 1 号口の規定に該当するものとする場合には、本部長が別に指名する医師 2 名の診断書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、分限手続に付する必要があると認めるに足りる証拠

(警務課長等の申立て)

第4条 警務課長、監察課長及び監察官は、法第28条第1項各号(第4号を除く。)若しくは第2項各号又は給与条例第4条の2第2項各号若しくは第3項のいずれかに該当する職員があると認めるときは、直ちに事実関係を調査しなければならない。この場合において、分限手続に付する必要があると認めるときは、前条の例により、本部長に分限手続に付すべき旨を申し立てなければならない。

(福井県警察職員分限審査委員会の設置)

第5条 分限手続に付された職員につき、分限処分の要否、分限処分の種別および程度その他分限処分に関し必要な事項を審査するため、福井県警察本部に福井県警察職員分限審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の組織および運営については、福井県警察職員懲戒取扱規程(平成7年福井県警察本部訓令第11号。以下「懲戒規程」という。)第8条および第9条の規定を準用する。この場合において、第9条中「監察課」とあるのは「警務課」と読み替えるものとする。

(審査の要求)

第6条 本部長は、第3条および第4条の規定による申立て(以下「申立て」という。)を受けた場合において、分限処分に付する必要があると認めるときは、速やかに委員会に対し、分限審査要求書(様式第2号)に証拠を添えて、分限手続に付すべき旨を申し立てられた職員(以下「被申立者」という。)に係る分限処分の審査を要求するものとする。

(委員会の審査)

第7条 委員会は、前条の規定による要求があったときは、速やかに審査を行わなければならない。

2 委員長は、前項の審査を行うときは、被申立者に分限審査通知書(様式第3号)により、所属長を経由して、審査を行うことを通知しなければならない。

3 委員会は、被申立者の所在を知ることができない場合においては、前項の規定による通知を、被申立者の氏名および分限審査通知書をいつでも被申立者に交付する旨を記載した書面を福井県警察本部の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知が被申立者に到達したものとみなす。

4 委員会の審査は、書面による。ただし、被申立者が口頭で意見を述べる機会を要求したとき、または委員会が被申立者その他関係者にその知っている事実を陳述させる必要があると認めるときは、口頭による審査(以下「口頭審査」という。)を行うことができる。

5 委員会は、被申立者が前項の規定により口頭審査を要求したときは、第1項の規定にかかわらず、その要求があった日から7日間は、審査を行わないものとする。

6 委員会の議事は、委員長および委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

7 委員会の審査は、公開しない。

(除斥)

第8条 委員長および委員は、自己またはその親族に対する分限処分の審査に参加することができない。

(口頭審査の手続)

第9条 第7条第2項の通知を受けた被申立者は、口頭審査を要求するかどうかを、回答書により、所属長を経由して、速やかに回答しなければならない。

2 被申立者が第7条第2項の分限審査通知書の受け取りを拒み、または前項の規定による回答をしないときは、口頭審査を要求しないものとみなす。

3 委員長は、口頭審査を行うに当たっては、速やかにその期日および場所を決定し、口頭審査通知書により、通知しなければならない。

4 口頭審査は、被申立者を出席させて行うものとする。ただし、被申立者が正当な理由がなくて出席しないときは、この限りでない。

(証拠および証人)

第10条 委員長は、必要と認める証人を出頭させ、関係人に対して証拠の提出を要求することができる。

2 被申立者は、証拠提出書により証拠を提出することができる。この場合において、委員長が証拠を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

3 被申立者は、委員会の口頭審査の期日の3日前までに、委員長に対し、証人要求書により、証人の呼出しを要求することができる。

(委員会の勧告)

第11条 委員会は、審査の結果を勧告書により本部長に勧告するものとする。

(分限処分の手続)

第12条 分限処分は、被申立者に対し所属長を経由して分限処分書および処分説明書を交付して行う。

2 分限処分書および処分説明書の交付は、当該文書を被申立者に手交して行うものとし、被申立者から受領書を徴するものとする。ただし、被申立者が当該文書の受け取りを拒んだ場合においては、当該文書の交付は、被申立者の住所、居所その他被申立者が当該文書の内容を了知することができると認められる場所に当該文書を差し置いて行うものとし、被申立者が当該文書の受取りを拒んだ状況、当該文書を差し置いた日時および場所、当該場所を適当と認めた理由その他必要な事項を記録しておくものとする。

3 被申立者の所在を知ることができない場合においては、分限処分書および処分説明書の交付は、当該分限処分の内容を福井県報に登載して公示することをもってこれに替えることができるものとし、公示の日から2週間を経過したときに当該文書の交付があったものとみなす。この場合において、被申立者の所在を知ることができなかつた状況、公示した日その他必要な事項を記録しておくものとする。

4 第2項ただし書および前項の場合において、被申立者の同居の家族で相当のわきまえのある者がいるときは、その者に当該文書の写しを交付するものとする。

(分限処分の通報)

第13条 本部長は、他の機関に派遣されている職員に分限処分を行った場合においては、派遣先の機関の長に対して、分限処分書および処分説明書の写しを送付するものとする。

(復職の申立て)

第14条 所属長は、所属の休職者について、休職の事由が消滅したと認めるときは、第3条の規定の例により、速やかに本部長に復職を申し立てなければならない。

(様式)

第15条 第3条の身上調査書、第9条の回答書および口頭審査通知書、第10条の証拠提出書および証人要求書、第11条の勧告書ならびに第12条の分限処分書、処分説明書および受領書の様式については、それぞれ懲戒規程様式第2号、様式第5号および様式第6号、様式第7号および様式第8号、様式第9号ならびに様式第10号、様式第11号および様式第12号の様式を準用する。この場合において、各様式中「懲戒」および「規律違反」とあるのは「分限」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、平成7年8月14日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日福井県警察本部訓令第40号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月18日福井県警察本部訓令第12号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

様式省略